

誓約書を求める業者の基準

2015年5月13日制定
最新改正 2021年9月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）の第4節研究費の適正な運営・管理活動の機関に実施を要請する事項③に基づき、誓約書の提出を求める業者を下記のとおり定める。

記

1. 誓約書を提出する取引業者について

原則本学と公的研究費等に係る取引を行うすべての業者を対象とし、初回の取引の際に1回提出する。

なお、次の取引業者については対象外とする。

- ・国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等からの公的機関
- ・学校法人
- ・国際組織、外国企業等
- ・電気・ガス・水道・電話・郵便及び宅配事業者
- ・会計監査法人、弁護士、税理士、特許事務所
- ・その他、誓約書の徴収になじまない業者

2. 誓約書の様式

別紙

3. 誓約書の提出方法及び提出先

提出方法：持参又は郵送

提出先：敬和学園大学総務課